



豊監公表第19号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき令和2年（2020年）12月24日から令和3年（2021年）3月25日までに実施した定期監査の結果報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令和3年（2021年）6月30日

豊中市監査委員	岸	本	康	孝
同	相	間	佐	基子
同	大	田	康	治
同	神	原	宏	一郎

令和2年度（2020年度）
定期監査結果報告書
（1月、2月、3月実施分）

豊中市監査委員

目 次

1	監査の種類	1
2	監査の期間	1
3	監査の対象部局	1
4	監査の着眼点	2
5	監査の実施内容	2
6	監査の結果	2
	(1) 都市活力部	3
	(2) 福祉部	5
	(3) 消防局	6
	(4) 環境部	7
	(5) 都市計画推進部	9
	(6) 都市基盤部	11
	(7) 上下水道局	13
	(8) 市立豊中病院	14
	(9) 市民協働部	16

※令和3年(2021年)1月、2月、3月に実施した定期監査の結果についてとりまとめたものです。

1 監査の種類

豊中市監査基準に関する規程第4条第1項第1号の財務監査及び同項第2号の行政監査

2 監査の期間

令和2年（2020年）12月24日から令和3年（2021年）3月25日まで

3 監査の対象部局

対象部局	重点対象課	監査委員監査実施日
都市活力部	魅力創造課、産業振興課	1月28日
福祉部	福祉事務所	1月28日
消防局	北消防署、能勢町分署、原田出張所、螢池出張所	1月28日
環境部	環境政策課、環境交流センター（指定管理者制度導入施設）	3月2日
都市計画推進部	都市計画課、建築審査課	3月2日
都市基盤部	基盤管理課	3月2日
上下水道局	経営企画課	3月25日
市立豊中病院	病院総務課	3月25日
市民協働部	コミュニティ政策課	3月25日

4 監査の着眼点

監査対象部局の所掌事務のうち、令和2年度（2020年度）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査を実施した。なお、当該年度の監査を実施する上で、必要性が生じた場合には、令和元年度（2019年度）以前についても対象とした。

5 監査の実施内容

監査は、豊中市監査基準に関する規程に準拠し実施した。

部長等関係職員から事務の執行状況について説明を受けるとともに、書類の閲覧、質問を行うなど、監査委員による監査を実施した。監査委員による監査に先立ち、あらかじめ提出を求めた監査資料及び関係書類、帳票等の通査や照合、実査などを行い、関係職員から説明を聴取するなど、事務局職員による予備監査を実施した。

6 監査の結果

監査の結果、次項以下に記載のとおり、是正又は改善を求めるものとして「イ. 指摘事項」、改善に向けて取り組まれるよう求めるものとして「ロ. 要望事項」、そのほか指摘・要望事項には至らないが、全部局に関連する内容として事務処理上留意すべき事項については「ハ. 留意事項」として決定した。

なお、「イ. 指摘事項」、「ロ. 要望事項」については、措置状況等の報告を求めるものである。

「ハ. 留意事項」については、その都度口頭で改善を求めたところである。

今回の監査結果も踏まえ、各部局において、法令等を遵守した事務執行がなされているか、改めて確認する等適正な事務の執行に努められたい。

(1) 都市活力部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

該当なし

②支出事務に関する事項

- ・「支出負担行為兼支出命令書等（控）」簿冊において、支出負担行為併兼決定書に決裁日が記載されていないものがあつた。（魅力創造課）
- ・「支出命令書（控）」簿冊において、支出負担行為併兼決定書に決裁日や負担行為日が記載されていないものがあつた。（魅力創造課）

③契約事務に関する事項

該当なし

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・豊中市事務決裁規程第9条第4号又は第17号の規定により市長の決裁を受けて制定等すべき以下の要綱が、同規程第11条第1項第2号の規定を適用（市解釈の適用条項）して部長専決で制定又は改正されていた。

豊中市売上アップ応援金交付要綱

豊中市産業活動助成金交付要綱

豊中市小規模事業者応援金交付要綱

豊中市新型コロナウイルス対策信用保証料助成金交付要綱

豊中市地産地消推進事業補助金交付要綱

豊中商工会議所事業補助金交付要綱

(産業振興課)

- ・「その他魅力創造関係」簿冊において、起案文書に決裁日や施行日が記載されていないものがあった。(魅力創造課)
- ・「その他魅力創造関係」簿冊において、市長印が使用されている起案文書に豊中市公印規則第12条第3項に基づく公印取扱者の押印漏れや施行日が記載されていないものがあった。(魅力創造課)
- ・「豊中魅力アップ助成金」簿冊において、起案文書に決裁日や施行日が記載されていないものがあった。(魅力創造課)
- ・「豊中市新型コロナウイルス対策信用保証料助成金交付要綱」と「豊中商工会議所事業補助金交付要綱」が市ホームページで公表されていなかった。

⑦職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

(2) 福祉部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

該当なし

②支出事務に関する事項

該当なし

③契約事務に関する事項

- ・随意契約ガイドラインに基づく市ホームページでの契約概要の公表が行われていないものがあつた。（福祉事務所）

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・豊中市事務決裁規程第9条第4号又は第17号の規定により市長の決裁を受けて制定等すべき「豊中市生活福祉資金特例貸付に伴う生活支援緊急給付金給付事業実施要綱」が、同規程別表8（3）の規定を適用して部長専決で制定されていた。
(福祉事務所)
- ・「生活援護資金綴5年」簿冊において、市長印が使用されている起案文書に豊中市公印規則第12条第3項に基づく公印取扱者の押印漏れがあつた。（福祉事務所）
- ・「債権放棄10年」簿冊において、起案文書に決裁日や施行日が記載されていないものがあつた。（福祉事務所）

⑦職員の給与・手当等に関する事項

- ・分室の時間外勤務命令簿において、訂正印の押印漏れがあつた。（福祉事務所）
- ・分室の特殊勤務命令簿において、決裁者の押印漏れがあつた。また、訂正印の押印漏れもあつた。（福祉事務所）

(3) 消防局

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

次の事項については、要望事項として改善を検討されたい。

◆高速道路通行券管理手法の見直しについて（北消防署）

「高速道路通行券受払簿1年」簿冊において、現行の高速券交付簿及び公務自動車証明書管理表では、車載している通行券について使用の確認記録がないため、様式の改善等管理手法の見直しを検討されたい。

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

該当なし

②支出事務に関する事項

該当なし

③契約事務に関する事項

該当なし

④現金等管理事務に関する事項

- ・「高速道路通行券受払簿1年」簿冊において、確認者の押印漏れがあった。また、使用記録の記載漏れがあった。（北消防署）
- ・「高速道路通行券受払簿1年」簿冊において、豊中市行政文書管理規則別表第2保存期間基準表によれば「保存期間3年」の「7 予算、決算及び出納に関するもので軽易なもの」に当たる高速券交付簿（阪神高速）が編綴されていた。（北消防署）

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・「自動車事故（物損）」簿冊において、起案文書の開示区分を部分開示とすべきところ、不開示となっているものがあった。（北消防署）

⑦職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

(4) 環境部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

該当なし

②支出事務に関する事項

該当なし

③契約事務に関する事項

- ・微小粒子状物質（PM2.5）成分分析業務委託契約において、市の承諾を受けて再委託を行った受託者は、再委託先との契約書等を後日提出することとなっているが、提出されていなかった。（環境政策課）
- ・豊中市立環境交流センターの管理運営に関する基本協定書第15条第2項に基づき、指定管理団体（特定非営利活動法人とよなか市民環境会議アジェンダ21）が管理運営業務の実施に伴い作成し、又は取得した文書の一覧表を施設設置者が指定する期日までに提出することとなっているが、提出されていなかった。

（環境政策課）

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・豊中市事務決裁規程第9条第4号又は第17号の規定により市長の決裁を受けて制定等すべき以下の要綱が、同規程第11条第1項第2号の規定を適用（市解釈の適用条項）して部長専決で制定又は改正されていた。
豊中市住宅の窓断熱リフォーム支援補助金交付要綱
豊中市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）普及促進補助金交付要綱
（環境政策課）
- ・「住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付制度10年」簿冊において、起案文書に豊中市事務決裁規程の適用条項として第19条第1号と記載すべきところ誤って第19条第9号と記載されていたものがあつた。（環境政策課）

- ・「携帯電話中継基地局設置届出書の受理について（伺）」起案文書に、担当主幹の専決により、豊中市事務決裁規程の適用条項として第25条第1項第1号と記載すべきところ、誤って第19条第1号と記載されていた。（環境政策課）

⑦職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

(5) 都市計画推進部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

次の事項については、要望事項として改善を検討されたい。

◆ 螢池駅西自動車駐車場に係る指定管理者の管理状況の評価について（都市整備課）

都市整備課による同駐車場の令和元年度管理運営業務の年度評価における総合評価判定については、7評価項目及び各評価ポイントに基づき、A「優れている」となっている。また、評価項目のうち健全な管理運営業務の実施上、重要な評価項目である財務健全性の評価ポイントの一つである「収支状況・収支計画は適切か」については、収支が赤字（▲2,967,000円）であるものの評価はBであり、財務健全性としての評価はAであった。このことに関して、同駐車場管理運営業務に係る平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2か年の同駐車場指定管理者選定評価委員会の平成30年11月22日付け答申においては、総合評価はB「問題のない管理運営状況である」とされている。また、そのうち財務健全性としての評価はBとされ、その評価理由においては、収支は2年連続で赤字となっているが、初年度と2年目では赤字幅が縮小しているとし、今後も適切な収支計画のもとに改善に取り組まされたい旨、示されているところである。

令和元年度の総合評価判定は、「豊中市外部活力導入モニタリングおよび評価の指針」の評価基準に沿って行われた結果によるものであることが認められるものの、収支の赤字については、自然災害の発生や当初予想し難い制度改正による影響等のやむを得ない例外的な場合を除き、一般的には、C「改善を要する管理運営状況である」と解されるべきであり、同駐車場指定管理者選定評価委員会答申時の状況をも併せ勘案すると、前述評価ポイントの「収支状況・収支計画は適切か」の評価を「どちらともいえない」として、問題がない場合のB評価としたことについては、適切な財務事務執行の観点から疑義なしとはし得ず、今後、同様の状況が生じた場合には、十分な精査が望まれるところである。

措置通知公表日	令和 年 月 日	公表第 号
---------	----------	-------

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

① 収入事務に関する事項

- ・「調定決議書（屋外広告物関係）5年」簿冊において、決裁日が起票日より前の日付であるものがあつた。（都市計画課）

② 支出事務に関する事項

該当なし

③契約事務に関する事項

該当なし

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

- ・都市景観形成マスタープラン（推進編）並びにまちなみづくりの手引き（建築物・工作物・開発行為編）、同（公共施設編）及び同（屋外広告物編）の在庫部数と在庫管理表の在庫部数が合致しなかった（都市景観形成マスタープラン（推進編）4部、まちなみづくりの手引き（建築物・工作物・開発行為編）4部、まちなみづくりの手引き（公共施設編）2部、まちなみづくりの手引き（屋外広告物編）4部、それぞれ在庫部数の方が少なかった。）。(都市計画課)

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・豊中市事務決裁規程第9条第4号又は第17号の規定により市長の決裁を受けて制定等すべき「豊中市景観重要建造物等保存助成要綱」、「豊中市地区まちづくり推進助成要綱」、「豊中市分譲マンション耐震設計・耐震改修補助金交付要綱」、「豊中市ブロック塀等撤去補助金交付要綱」が、同規程第11条第1項第2号の規定を適用（市解釈の適用条項）して部長専決で制定されていた。(建築審査課)
- ・豊中市行政文書管理規則の保存期間基準表では、「条例、規則、告示及び訓令の制定及び改廃に関するもの（法務・コンプライアンス課の所管するものに限る。）」や「1から21に掲げるものに類するもの」は永年保存と定められているが、要綱の制定等に係る文書については保存期間が明確に定められておらず、現在も行っている地区まちづくり計画案に係る助成金の支給根拠である「豊中市地区計画等推進助成要綱」の制定等に係る起案文書が10年保存文書として廃棄されていた。(都市計画課)
- ・「要綱一件」簿冊において、起案文書の開示区分を開示とすべきところ、部分開示となっているものがあった。(建築審査課)

⑦職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

(6) 都市基盤部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

次の事項については、要望事項として改善を検討されたい。

◆道路損傷等通報アプリ「まちカメくん」の周知広報について（基盤保全課）

平成30年度に導入された道路損傷等通報アプリ「まちカメくん」は、市民がスマートフォンで道路等の不具合箇所を撮影し、市に送信できる利便性の高いアプリである。市にとっても、現場に行かずともその状況が把握でき、修繕の必要性、優先順位を判断できることから、業務の効率化にもつながっている。令和2年度は通報件数が減少しているところであり、さらなる活用が図られるよう周知・広報に努められたい。

措置通知公表日	令和 年 月 日	公表第 号
---------	----------	-------

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

・調定決議書及び通知書綴において、課長の押印漏れが散見された。（基盤管理課）

②支出事務に関する事項

・「私道整備工事助成金交付承認通知綴10年」簿冊において、豊中市私道整備工事助成要綱第7条第3項には、私道整備工事助成金交付申込書（様式第1号）に添付する書類として、事前調査結果通知書（写）が規定されているが、私道整備工事助成金交付申込書（様式第1号）の5. 添付書類の記載の中に同書類の記載はなく、事務処理においても徴取されていないことから、整合を図られたい。（基盤管理課）

③契約事務に関する事項

該当なし

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

豊中市事務決裁規程第9条第4号又は第17号の規定により市長の決裁を受けて制定等すべき「豊中市細街路整備計画実施要綱」が、同規程第11条第1項第2号の規定を適用（市解釈の適用条項）して部長専決で制定されていた。（基盤管理課）

- ⑦職員の給与・手当等に関する事項
該当なし

(7) 上下水道局

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

- ・「起債（下水道）」簿冊において、公印を使用しているのに施行文書と起案文書との契印をしていないものがあつた。（経営企画課）

②支出事務に関する事項

- ・「支出負担行為何兼決定書」簿冊において、決裁日の記載について鉛筆書きのものがあつた。（経営企画課）

③契約事務に関する事項

該当なし

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

該当なし

⑦職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

(8) 市立豊中病院

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

次の事項については、指摘事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

◆委託契約における暴力団排除条例に基づく誓約書の徴取について（病院総務課）

「排水処理設備汚泥運搬・処分業務」、「特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）処分業務」及び「特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）収集運搬業務」に係る委託契約（いずれも単価契約）において、暴力団排除条例に基づく誓約書の徴取がなされていないかった。

措置通知公表日	令和 年 月 日	公表第 号
---------	----------	-------

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

該当なし

②支出事務に関する事項

- ・「支払に関する添付書類（総務係）10年」簿冊において、駐車場還付請求書（職員用）に係長、課長補佐及び課長の押印漏れがあった。（病院総務課）

③契約事務に関する事項

- ・随意契約ガイドラインに基づく市ホームページでの契約概要の公表が行われていなかった。（病院総務課）
- ・「工事請負等の契約事務及び検査事務に係る一件綴10年」簿冊において、契約決議書に本契約決裁日が記載されていないものがあった。（病院総務課）

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

- ・「拾得物届出書綴5年」簿冊において、公印取扱者の押印漏れや公印を使用しているのに施行文書と起案文書との契印をしていないものがあった。（病院総務課）

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・「例規等制定改正・改廃永年」簿冊において、起案文書の決裁区分欄に病院事務決裁規程の適用条項の誤記があった。(病院総務課)
- ・「職員駐車場5年」簿冊において、起案文書や施行文書控えに施行日が記載されていないものや、起案文書の施行日と施行文書控えの日付が異なっているものがあった。また、公印を使用しているのに施行文書と起案文書との契印をしていなかった。
(病院総務課)
- ・「補助金10年」簿冊において、公印取扱者の押印漏れがあった。(病院総務課)

⑦職員の給与・手当等に関する事項

- ・「旅費(管内)10年」簿冊において、起案文書に決裁日が記載されていないものがあった。また、出張関係費支給明細書の旅費額の誤記による過払い1件(320円)があった。(病院総務課)

(9) 市民協働部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

該当なし

②支出事務に関する事項

該当なし

③契約事務に関する事項

該当なし

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・豊中市事務決裁規程第9条第4号又は第17号の規定により市長の決裁を受けて制定等すべき以下の要綱が、同規程第11条第1項第2号の規定を適用（市解釈の適用条項）して部長専決で改正されていた。

地域づくり活動計画策定アドバイザー業務委託優先交渉権者選定に係る企画提案審査委員会設置要綱

豊中市市民公益活動推進助成金制度実施要綱

豊中市特別定額給付金給付事業実施要綱

(コミュニティ政策課)

- ・豊中市自治会掲示板の配布に関する要綱が市ホームページで公表されていなかった。

(コミュニティ政策課)

⑦職員の給与・手当等に関する事項

該当なし